

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

専門家に ご相談ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

残業60時間超の賃金引き上げ

全ての企業への義務化 (2023年4月)

育児・介護休業法改正 (2022年4月~)

パワーハラスメント防止措置

全ての企業への義務化 (2022年4月)

同一労働同一賃金

時間外労働の上限規制

年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「埼玉働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問
- ② 電話・メール
- ③ センター来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



埼玉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-729-055

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル101号

MAIL hk11@mb.langate.co.jp FAX 048-729-5783

URL <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 埼玉

検索



2022年
4月～



育児・介護休業法における
育休を取得しやすい雇用環境の整備等の義務化

パワーハラスメント防止措置が全ての企業に義務化
(大企業 2020年6月～、中小企業 2022年4月～)

女性活躍推進法における
一般事業主行動計画策定等の義務化 (101～300人の事業主)



2019年4月～

年次有給休暇の
確実な取得

大企業 2019年4月～
中小企業 2020年4月～

時間外労働の
上限規制

大企業 2020年4月～
中小企業 2021年4月～

同一労働同一賃金

個別訪問申込書

埼玉働き方改革推進支援センター

FAX : 048-729-5783

事業場名			ご担当者 氏名		
所在地	〒 -				
連絡先	電話			E-MAIL	
	FAX				
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を申し上げます。		
相談内容 ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> その他【				

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報 (以下「個人情報」) を取得する事業者：ランゲート株式会社 (以下「当社」)
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和4年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(以下「本事業」) の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者 (中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家) に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である埼玉労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について 同意する (チェックしてください)